

別紙 11 映像共同製作契約

日本国法人●●●●株式会社（以下、「甲」という。）と中華人民共和国法人●●●●有限公司（以下、「乙」という。）は、甲乙共同で映画を製作することについて、以下のとおり契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

第1条（契約の目的）

甲及び乙は、以下に定める各条項に従い、次の映画作品（以下、「本映画」という。）の製作について、共同で出資と制作等の業務を行う。

題名：●●●●（仮）

製作者：●●●●（甲）、●●●●（乙）

脚本制作：●●●●

監督：●●●●

上映時間：●分

上映地：中華人民共和国（香港特別行政区、マカオ特別行政区及び台湾地区を含む。）、日本

撮影開始予定時期：●年●月

上映予定時期：●年●月

．．．．．

第2条（製作予算と出資）

1. 本映画の製作費は●万元とし、その費目は別紙●のとおりとする。本映画の製作費に対する出資比率は、甲が30%（●万元）、乙が70%（●万元）とする。
2. 乙は、本契約の締結後、1カ月以内に、以下の乙の銀行口座に入金することにより、前項に規定する出資を行わなければならない。出資後、当該銀行口座の残高証明書を甲に提出するものとする。

銀行名：《銀行名を記入》

口座番号：《口座番号を記入》

．．．

3. 甲は、前項の規定に基づき、乙から提出された残高証明書の受領後●営業日（日本国における営業日）内に、前項に規定する乙の銀行口座に出資金を振り込み入金することにより、第1項に規定する出資を行わなければならない。
4. 前2項に規定する、甲及び乙が出資金の入金を行う乙の銀行口座は、乙が開設する本映画専用の銀行口座（以下、「出資金管理口座」という。）であり、出資金管理口座に入金された金員は、本映画の製作費としてのみ使用し、他の目的に使用してはならない。
5. 乙は、出資金管理口座の出金・入金状況を逐次記録し、支払証明書、必要な設備・機械等の購入にかかる発票、領収書その他の関連書類を全て保管しなければならない。甲は、出資金管理口座の管理状況について、いつでも乙に対し説明を求めることができ、乙は甲の係る要請に応じて、関連書類を開示して管理状況を説明しなければならない。
6. 甲及び乙は、別紙●に規定する各製作予算費目の範囲内で本映画を製作しなければならない。甲及び乙は、やむを得ない理由により製作予算を増加しようとする場合には、予算超過が見込まれた時点で速やかに相手方に書面による通知を行い、相手方の承諾を得なければならない。予算の増加分については、甲及び乙が、第1項に規定する出資比率に応じて共同で出資を行うものとする。ただし、増加対象とする予算の費目が、次条に規定する乙の製作業務である場合には、甲の増加分の出資額は、●元を上限とする。
7. 甲及び乙は、第1項に規定する出資金の一部を第三者と分担しようとするときは、予め相手方の書面による承諾を得なければならない。
8. 本映画のマスターデータ完成時点で、本条第3項及び第4項の規定に基づき出資された本映画の製作費に剰余が生じた場合、剰余金は、甲乙が別途締結する本映画の配給契約に規定される費用として利用するものとし、当該費用の出資比率は、第1項に規定する出資比率と同一とする。

第3条（制作業務）

1. 甲及び乙は、別紙●の制作スケジュールに従い、それぞれ担当業務を遂行する。
2. 甲及び乙は、制作業務のために必要な費用は、全て出資金管理口座にて管理される出資金から支出するものとする。
3. 甲及び乙は、毎月の本映画の制作状況と予算の消化状況について、翌月10日までに、相手方に報告しなければならない。甲の制作業務又は本映画の制作に関する乙との会議のために、甲の立替金が発生した場合、甲はその証憑をあわせて乙に提出し、乙は、甲の要請に基づき、出資金管理口座から甲への払い戻しを行うものとする。
4. 甲及び乙は、自己が担当する本映画の制作業務の一部又は全部について、第三者に委託しようとする場合、予め、相手方当事者に対して、当該第三者に関する情報及び当該第三者との間の業務委託に係る契約書を提供し、相手方の書面による承諾を得た内容にて、当該第三者と契約を締結しなければならない。
5. 甲及び乙は、前項の規定に基づき、本映画の制作業務の一部又は全部を第三者に委託した場合、当該第三者との契約上の債務の履行や契約上の紛争について、一切の責任

※ 本PDFはあくまで契約書締結の解説のために制作されており、そのまま使用することを前提に作られておりません。これらの書式のご利用について当機構は責任を負いかねますので、ご利用者の責任においてご利用いただきますようお願いいたします。

を負い、これを解決するとともに、当該第三者の行為について、相手方当事者に対し、一切の責任を負うものとする。

6. 本映画の監督、カメラマン等の制作スタッフ及び出演者について、日本国内での撮影については甲が、中国国内での撮影については乙が、それぞれ、本映画の製作予算にて、保険をかけなければならない。
7. 甲及び乙は、別紙●において、甲又は乙のいずれかの担当とされている制作業務について、相互に、本映画又はその途中制作物の内容や制作の方向性について、意見を述べることができ、相手方は、製作予算及び制作スケジュール上、合理的な範囲内で当該意見に基づき、内容等の修正を行うものとする。

第4条（申請手続等）

1. 乙は、別紙●のスケジュールにしたがって完成させた脚本並びに国家電影局及びその関連部門（以下、「国家電影局等」という。）への企画申請時に提出する全ての書面について、予め甲に提出し、甲の承認を得た上で、企画申請を行わなければならない。国家電影局等への企画申請は、甲の承認から●営業日（中華人民共和国における営業日）以内に行うものとし、乙はその結果について速やかに甲に報告しなければならない。
2. 乙は、別紙●のスケジュールにしたがって完成させた、本映画のポストプロダクション完了後のマスターデータについて、予め甲の承認を得た上で、国家電影局等への内容審査の申請を行わなければならない。国家電影局等への内容審査の申請は、甲の承認から●営業日（中華人民共和国における営業日）以内に行うものとし、乙はその結果について速やかに甲に報告しなければならない。本映画の内容等について、国家電影局等が意見を提示した場合、乙は速やかに甲に報告し、甲乙双方で当該意見に対する対応を協議しなければならない。

第5条（権利の帰属）

1. 本映画の著作権は、第●条第1項に規定する出資比率に応じて、甲乙の共有に属するものとする。本映画の脚本その他一切の途中制作物の著作権も同様とする。
2. 本映画の配給権、上映権及び二次利用権（本映画の劇場公開を一次利用とした場合において、本映画作品をそれ以外に利用する一切の権利を言い、インターネット配信権、ビデオグラム化権、商品化権等を含まれるが、これらに限られない。）については、乙が中華人民共和国（香港特別行政区、マカオ特別行政区及び台湾地区を含む。）において行使し、甲が日本において行使するものとする。その他の地域におけるこれらの権利の行使については、甲乙で別途協議する。
3. 甲は、本映画について、日本語字幕の付加、日本語吹き替え、その他、本映画を日本国内で上映又は二次利用（本映画の劇場公開を一次利用とした場合において、本映画作品をそれ以外に利用する一切の権利をいい、インターネット配信権、ビデオグラム化権等を含まれるが、これらに限られない。）するために、本映画を編集することができる。

-
4. 甲及び乙は、第2項に規定する権利の行使を第三者に許諾又は委託する場合、事前に相手方の書面による承諾を得なければならない。
 5. 本映画又はその制作過程における制作物の全部又は一部（以下、本項において「本映画等」という。）について、日本において第三者による著作権侵害が発生した場合には、甲がその費用をもって対応し、乙がこれに協力するものとし、中華人民共和国（香港特別行政区、マカオ特別行政区及び台湾地区を除く。）において第三者による著作権侵害が発生した場合には、乙がその費用をもって対応し、甲がこれに協力するものとする。それ以外の国又は地域で本映画等の著作権侵害が発生した場合には、甲乙協議の上、対応に当たるものとする。

第6条（権利処理）

1. 甲及び乙は、本映画の創作に参加し、又は、本映画に利用されるあらゆる著作物の著作権、実演家・出演者の権利、及びレコード製作者の権利、肖像権等を処理し、本映画の中華人民共和国（香港特別行政区、マカオ特別行政区及び台湾地区を含む。）及び日本における上映その他の利用に支障をきたすことがないようにしなければならない。
2. 甲及び乙は、本映画のいかなる制作過程においても、第三者の著作権その他の権利を一切侵害しないことを保証する。
3. 甲及び乙は、本映画に関して、第1項に規定する権利の帰属等をめぐる紛争又は前項に規定する権利侵害をめぐる紛争等が生じた場合には、当該権利の発生に関わる制作業務を担当したいずれかの当事者が、その費用と責任においてこれを解決し、他方当事者に一切迷惑をかけないものとする。甲及び乙の双方が当該権利の発生に同等に関与した場合には、甲乙の協議により、対応を決定する。
4. 前項に規定する紛争等の解決費用は、甲乙の協議により両者が合意した場合を除き、製作予算から支出することができない。

第7条（収益の分配）

1. 本映画に係る収益の分配については、以下の（1）から、（2）ないし●を控除した金額を分配対象金とし、分配対象金は、甲：乙＝3：7の割合で甲乙間で分配するものとする。
 - （1）本映画の上映その他の商業的利用に関して受領した金額
 - （2）本映画の製作費以外の費用
 - （3）税金等公的機関に支払った費用
2. 甲及び乙は、第2条第7項の規定に基づき第三者と出資を分担した場合、又は、第3条第4項の規定に基づき第三者に制作業務を委託した場合、分担又は委託を行った当事者が受領した分配金から、当該第三者に対して収益を分配するものとし、出資者

数及び受託者数によらず、分配対象金の分配比は、甲：乙＝3：7を維持するものとする。

3. 本映画の分配対象金は、中華人民共和国（香港特別行政区、マカオ特別行政区及び台湾地区を含む。）における上映その他の利用と、日本における上映その他の利用に分けて、それぞれ、上映初日から●カ月ごとに、その末日を締め日として計算する。甲及び乙は、締め日の●営業日以内に、分配対象金の算定にかかる報告書を作成し、相手方の承認後●営業日以内に、相手方の指定口座に分配金を振り込み送金するものとする。

第8条（秘密保持）

甲及び乙は、相手方から提供を受けた技術上又は営業上その他商業上の情報については、第三者に対し、開示又は漏洩してはならないものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する情報についてはこの限りではない。

1. 秘密保持義務を負うことなく既に保有している情報
2. 相手方から提供を受けた情報によらず、独自に開発した情報
3. 秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報
4. 本契約に違反することなく、かつ受領の前後を問わず公知となった情報
5. 開示することに関し、相手方より事前の書面による承諾があった情報
6. 法令により開示することが義務づけられた情報

第9条（解除）

1. 甲及び乙は、相手方が本契約で定める事項に違反し、当該違約当事者に対して15営業日の期間を定めて催告したが、当該違反が是正されなかった場合、違約当事者に対する書面による通知をもって本契約の一部又は全部の解除を行うことができる。
2. 甲及び乙は、相手方が次のいずれかに該当する場合には、相手方に対して催告をすることなく、直ちに本契約を解除することができる。
 - (1) 債務超過、支払不能、破産、解散又はこれに類する状態となった場合
 - (2) 監督官庁より営業許可取消、営業停止処分を受け、又は、その他本契約の履行に必要な資格を取り消された場合
 - (3) 資本減少・合併・解散・営業の廃止又は営業の全部若しくは重要な一部の譲渡の決議を行い、その他資産・信用若しくは事業に重大な変更を生じた場合
3. 甲及び乙は、前2項の事由に該当する場合、相手方に対し負担する一切の金銭債務につき、相手方から解除の意思表示をされなくても当然に期限の利益を喪失し、直ちに弁済を行うものとする。
4. 本条に基づく契約の解除は、損害賠償請求権の行使を妨げるものではない。

※ 本PDFはあくまで契約書締結の解説のために制作されており、そのまま使用することを前提に作られておりません。これらの書式のご利用について当機構は責任を負いかねますので、ご利用者の責任においてご利用いただきますようお願いいたします。

-
5. 第1項又は第2項の規定に基づき、甲が本契約を解除した場合、乙は、第2条の規定に基づき支払われた甲の出資金全額を返還しなければならない。

第10条（損害賠償）

甲及び乙は、本契約の履行に関し、相手方の責めに帰すべき事由により損害を被った場合は、相手方に対しその損害の賠償を請求することができる。

第11条（不可抗力）

甲及び乙は、地震、台風、水害、火災、戦争、感染症の流行その他の予見不能で、かつその発生及び結果を防止又は回避することができない不可抗力によって発生した、本契約の義務の履行不能又は履行の遅延については、違約責任を負わないものとする。甲又は乙は、かかる不可抗力により、本契約の義務の履行不能又は履行の遅延に陥った場合、その旨を遅滞なく相手方に通知するものとするものとし、甲及び乙は、対応を誠実に協議するものとする。

第12条（準拠法）

本契約の締結、効力、解釈、履行及び紛争の解決は、日本国の法律を適用する。

第13条（言語）

本契約は、日本語にて作成されるものとする。本契約の中国語訳が作成され、本契約と中国語訳との間で解釈に齟齬が生じた場合、日本語版を優先する。

第14条（紛争解決）

本契約の関連する一切の紛争は、甲乙の協議により解決するものとし、協議により解決できない場合には、関係仲裁機関に対し仲裁を申し立てるものとする。この場合において、甲が被申立人となる場合は、一般社団法人日本商事仲裁協会により、その商事仲裁規則に基づき、日本国東京都において仲裁を行うものとする。乙が被申立人となる場合は、中華人民共和国北京市にある中国国際経済貿易仲裁委員会により、仲裁申立時における当該委員会の有効な仲裁規則に基づき仲裁を行うものとする。いずれの場合も、仲裁判断は終局的なものであり、全ての仲裁の当事者に対して拘束力を有する。

本契約の締結を証するため本契約書を日本語及び中国語訳により各2通作成し、甲乙署名捺印のうえ、各自各1通ずつを保有する。

甲：●●●●株式会社

住所：

法定代表者署名：

捺印：

日付：

乙：●●●●有限公司

住所：

法定代表者署名：

捺印：

日付：

[中文]

日本国法人●●●●株式会社（以下称“甲方”）与中华人民共和国法人●●●●有限公司（以下称“乙方”），就甲乙双方共同制作电影之相关事宜，按照如下条款签订本合同（以下称“本合同”）。

第1条（合同目的）

就下述电影作品（以下称“本电影”）的制作事宜，甲乙双方根据以下各条款的规定共同进行出资与制作等业务。

电影名：●●●●（暂定）

制片人：●●●●（甲方）、●●●●（乙方）

剧本制作：●●●●

导演：●●●●

上映时间：●分

上映地点：中华人民共和国（此处包括香港特别行政区、澳门特别行政区及台湾地区）、日本

预定开拍日：●年●月

预定上映日：●年●月

.....

第2条（制作预算与投资）

1. 本电影的制作费为●万元人民币，各经费项目如附件●所示。甲乙双方对本电影制作费的出资比例为，甲方 30%（出资●万元人民币），乙方 70%（出资●万元人民币）。
2. 乙方须于本合同签订后 1 个月内，向下述乙方银行账户汇款，按照前一款的规定进行出资。出资后，乙方应向甲方提交该银行账户的余额证明。

银行名称：【填入银行名称】

银行账号：【填入银行账号】

.....

-
3. 甲方须在收到乙方按照前款规定提交的余额证明后●个工作日（日本国的工作日）内，根据第1款的规定进行出资，将出资款汇入前一款规定的乙方银行账户。
 4. 前两款规定的接收甲方及乙方出资款的乙方银行账户，是乙方开设的本电影专属银行账户（以下称“出资款管理账户”）。汇至出资款管理账户的资金，仅作为本电影制作费使用，不得用作其他目的。
 5. 乙方应对出资款管理账户的资金支出、收入情况进行逐次记录，并保管所有支付证明、购买必要设施与器械等的发票、收据及其他有关资料。甲方可于任何时刻要求乙方对出资款管理账户的管理情况进行说明。乙方应按照甲方要求，向甲方公开相关资料并对管理情况进行说明。
 6. 甲方或乙方均须在附件●规定的各制作预算经费项目范围内进行本电影的制作。甲方或乙方不得不增加制作预算的，均须在预见超过预算之时及时书面通知对方当事人，并且取得对方当事人的同意。增加的预算金额，应由甲方与乙方根据第1款规定的出资比例共同出资。但是，增加预算的经费项目为下一条规定的乙方的制作业务的，甲方增加出资款的上限为●元。
 7. 甲方或乙方有意与第三人分担第1款规定的出资款的，应事先取得对方当事人的书面同意。
 8. 本电影母片完成之时，根据本条第3款及第4款规定出资的本电影制作费尚有剩余的，该剩余资金应作为甲乙双方另行签订的本电影发行合同中规定的费用。该等费用的出资比例应与第1款规定的出资比例相同。

第3条（制作业务）

1. 甲方与乙方均应根据附件●规定的制作日程，开展各自负责的业务。
2. 甲方或乙方均应从出资款管理账户管理的出资款中支出制作业务的所需费用。
3. 就每个月本电影的制作情况与预算消化情况，甲方与乙方均应在次月10号之前向对方当事人汇报。因甲方的制作业务或与乙方召开有关本电影制作的会议，甲方产生垫付款的，甲方应将支付凭证一并提交给乙方，乙方应根据甲方的请求，从出资款管理账户中向甲方支付该等费用。
4. 甲方或乙方有意将其负责的本电影制作业务的部分或全部委托第三方的，须事先向对方当事人提供该第三方的相关信息以及与该第三方的相关业务委托合同，并在对方书面同意的内容以内，与该第三方签订合同。
5. 甲方或乙方根据前一款规定，将本电影制作业务的部分或全部委托给第三方的，对于与该第三方签订的合同项下的债务履行或合同项下的争议，该方应承担一切责任予以解决，同时就该第三方的行为，向对方当事人承担一切责任。
6. 针对本电影的导演、摄影师等制作人员以及表演人员的保险事宜，在日本国境内进行拍摄的，须由甲方以本电影的制作预算进行投保，在中国境内进行拍摄的，须由乙方以本电影的制作预算进行投保。

-
7. 对于附件●规定的甲方或乙方任何一方负责的制作业务,甲乙双方有权就本电影或本电影制作过程中产生的制作物的内容或制作方向事宜互相提出意见,对方当事人应根据制作预算以及制作日程,在合理范围内按照该等意见对内容等进行修改。

第4条(申请手续等)

1. 乙方须将按照附件●规定日程完成的剧本、以及向国家电影局及其相关部门(以下称“国家电影局等”)立项申请时应提交的所有书面文件,事先提交给甲方,并于取得甲方同意后,进行立项申请。乙方应在取得甲方同意后●工作日(中华人民共和国的工作日)内向国家电影局等提交立项申请,乙方必须及时向甲方报告申请结果。
2. 就根据附件●规定的日程完成的,且于本电影后期制作结束后得到的母片,乙方必须先取得甲方同意后,再向国家电影局等申请内容审查。向国家电影局等提交的内容审查申请,应在取得甲方同意后●工作日(中华人民共和国的工作日)内进行,乙方必须及时向甲方报告申请结果。国家电影局等针对本电影的内容等提出意见的,乙方须及时向甲方报告,甲乙双方须就如何应对该等意见进行协商。

第5条(权利归属)

1. 甲乙双方根据第●条第1款规定的出资比例共同享有本电影的著作权。本电影的剧本或其他制作过程中产生的一切制作物的著作权亦同。
2. 对于本电影的发行权、上映权以及二次使用权(指除将本电影在电影院进行公映的一次使用以外,使用本电影作品的所有权利,包括但不限于网络播放的权利、录像化的权利、商品化的权利等),由乙方在中华人民共和国境内(此处包括香港特别行政区、澳门特别行政区及台湾地区)行使,由甲方在日本国境内行使。在该等权利在其他地区的行使事宜,由甲乙双方另行协商确定。
3. 为对本电影附加日语字幕、进行日语配音以及其他为在日本境内上映或进行二次使用(指除将本电影在电影院进行公映的一次使用以外,使用本电影作品的所有权利,包括但不限于网络播放的权利、录像化的权利等)之目的,甲方有权对本电影进行编辑。
4. 甲方或乙方许可或委托第三方行使第2款规定的权利的,必须取得对方当事人的事先书面同意。
5. 第三方侵害本电影或其制作过程中产生的制作物的全部或部分(以下、本款称“本电影等”)的著作权的情况下,著作权侵害发生在日本国境内的,应由甲方自负费用进行应对,乙方予以协助;著作权侵害发生在中华人民共和国境内(此处香港特别行政区、澳门特别行政区及台湾地区除外)的,应由乙方自负费用进行应对,甲方予以协助;侵害发生在其他国家或地区的,应由甲方双方在协商的基础上进行应对。

第6条(权利处理)

1. 甲方或乙方参加本电影的创作,或者对用于本电影的一切作品的著作权、表演者或演出者的权利、录音录像制作者的权利、肖像权等进行权利处理之时,均不得妨碍本电影在

中华人民共和国（此处包括香港特别行政区、澳门特别行政区及台湾地区）或日本国的上映或其他使用。

2. 甲方或乙方均应保证在本电影的任何制作过程中均不侵犯第三方著作权或其他权利。
3. 甲乙双方围绕第 1 款规定的本电影的权利归属等或前一款规定的权利侵害发生争议等的，应由负责产生该等权利之相关制作业务的一方当事人，自负费用与责任予以解决，不得给其他方当事人带来任何麻烦。对该等权利的产生，甲乙双方的参与程度相当的，由甲乙双方协商确定如何解决争议。
4. 除甲乙双方协商达成一致外，前一款规定的解决争议等的费用不得从制作预算中支出。

第 7 条（收益分配）

1. 分配本电影相关收益时，应将自下述（1）中扣除（2）至●后的剩余金额作为可分配款项，可分配款项应按甲：乙=3：7 的比例，在甲乙双方间进行分配。

- (1) 本电影上映以及其他商业使用中收取的金额；
- (2) 本电影制作费以外的费用；
- (3) 向税务局等官方机构支付的费用；

．．．

2. 甲方或乙方，根据第 2 条第 7 款的规定与第三方分担出资的，或根据第 3 条第 4 款的规定将制作业务委托给第三方的，进行出资分担或业务委托的当事人应在取得的分配款中，向该等第三方分配收益，不论出资方或受托方的数量如何，可分配款项应维持甲：乙=3：7 的比例。
3. 针对本电影的可分配款项，应区分在中华人民共和国（此处包括香港特别行政区、澳门特别行政区及台湾地区）境内的上映及其他使用，与在日本国境内的上映及其他使用，并分别以上映首日后每●个月为计算周期，以该计算周期最后一日为截止日进行计算。甲乙双方，均应在该截止日后的●个工作日内，制作可分配款项的计算相关的报告书，并于取得对方当事人同意后的●个工作日内，将该等分配款汇入对方指定的银行账户。

第 8 条（保密）

甲方或乙方均不得将自对方当事人处取得的技术信息、经营信息或其他商业信息向第三方进行披露或泄露。但是，符合以下各项任意一项的信息，不在此限：

1. 己方无需承担保密义务而已持有的信息；
2. 与对方当事人提供的信息无关的，独自开发的信息；
3. 自不承担保密义务的第三方处合法取得的信息；
4. 不论接收前后，不因己方违约而为公众知悉的信息；
5. 就披露相关事宜取得对方当事人事先书面同意的信息；

6. 根据法律法规规定负有披露义务的信息。

第9条（解除）

1. 对方当事人违反本合同项下规定，虽经甲方或乙方催告该违约方当事人在15个工作日内予以纠正，但该违约行为仍未被纠正的，甲方或乙方有权在向该违约方发出书面通知后，解除本合同的全部或部分。
2. 对方当事人有下列情形之一导致本合同目的无法实现的，甲方或乙方有权不经催告该对方当事人，立即解除本合同。
 - (1) 发生资不抵债、支付不能、破产、解散或与此类似的情况的；
 - (2) 被监管机关吊销营业执照、遭受监管机关的停业处分，或者被监管机关吊销其他履行本合同所需资质的；
 - (3) 作出减少注册资本、合并、解散、终止经营或者转让全部或部分重要业务之决议，或者其他资产、信用、业务发生重大变更的。
3. 甲方或乙方出现前两款规定之事由的，即使对方当事人未作出解除之意思表示，其对对方当事人负有的一切金钱债务，亦当然丧失期限利益，应立即进行清偿。
4. 根据本条规定解除合同的，不妨碍损害赔偿请求权的行使。
5. 甲方根据第1款或第2款的规定解除本合同的，乙方必须返还甲方根据第2条规定支付的全部出资。

第10条（损害赔偿）

甲方或乙方就本合同之履行，因应归责于对方当事人之事由而遭受损害的，有权就其遭受的损害，向对方当事人要求赔偿。

第11条（不可抗力）

甲方或乙方因地震、台风、水灾、火灾、战争、传染病的流行以及其他无法预见，且其发生及结果无法防止或无法避免的不可抗力事由，陷入本合同义务（金钱支付义务除外）之履行不能或迟延履行，不承担违约责任。甲方或乙方因该等不可抗力事由，陷入本合同义务之履行不能或迟延履行的，应立即将该等情况通知对方当事人，且甲乙双方应诚信协商应对措施。

第12条（适用法律）

本合同的签订、效力、解释、履行及争议解决，适用日本国法律。

第13条（语言）

本合同以日文制成。同时制作中文译本，当日文合同与中文译本的解释不一致时，以日文版优先。

第 14 条（争议解决）

与本合同有关的一切争议，由甲乙双方协商解决。经协商无法解决的，应向有关仲裁机构申请仲裁。该等情况下，甲方为被申请人的，由一般社团法人日本商事仲裁协会，根据其商事仲裁规则在日本东京都进行仲裁。乙方为被申请人的，由位于中华人民共和国北京市的中国国际经济贸易仲裁委员会，根据申请仲裁时该仲裁委员会有效的仲裁规则进行仲裁。无论何种情况，仲裁裁决均为终局裁决，对所有仲裁当事人均具约束力。

为证明本合同之订立，本合同分别制作日文合同与中文译本各 2 份，甲乙双方签字并盖章后，各执日文合同 1 份、中文译本 1 份。

甲方：●●●●株式会社

住所：

法定代表人签字：

盖章：

日期：

乙方：●●●●有限公司

住所：

法定代表人签字：

盖章：

日期：